

仕 様 書

- 1 件名 インターネット接続系パソコン等機器一式の購入
- 2 品名及び数量 「機器要件一覧」のとおり
- 3 納入期限 令和 7 年 9 月 30 日
- 4 納入場所 名古屋市北区平手町 1 丁目 1 番地の 1
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター

5 指定場所への納入等

- (1) 購入物品の納入に当たり、機器等の搬入、撤去、据付、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「発注者」という。）の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。
- (2) 購入物品の搬入、据付及び動作確認は、納期までに終えること。
- (3) 設置された購入物品は使用できる状態に調整し、引き渡すこと。

6 費用負担

- (1) 購入物品の搬入、据付、動作確認を始め、装置を使用できる状態に調整して引き渡すまでの一切の費用は、受注者の負担とする。
- (2) 上記(1)に記載する一切の費用には、本仕様書「7 検査」、「8 付帯事項」、「9 妨害又は不当要求に対する届出義務」及び「10 その他」各条項に記載された設備の設置、必要物品・資材の調達、工事・作業・業務・処置の実施等に伴い発生する全ての費用を含むものとする。

7 検査

- (1) 契約締結後、速やかに本件購入物品の納入日程等について、発注者の指示を受けること。
- (2) 据付後、外部から確認できない機器等については途中で写真撮影等を行い、発注者に提出すること。契約締結後、発注者が指定する検査員（以下「検査員」という。）の指示を受けること。
- (3) 機器の据付を完了したときは、検査員に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。完了検査の際は、作動させて機能の確認を行うことがある。機器構成、銘柄型番の表示、性能機能等について説明できる者が立ち会うこと。
- (4) 完了検査を受けた後、直ちに納品書を発注者に提出すること。
- (5) 受注者は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から納入物品についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに応じるものとする。上記の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。
- (6) 納入検査において合格と認められないときは、受注者は発注者の指定する期日までに装置等の取換え又は補正を行うこと。
- (7) 上記の手続きは、いずれも受注者がその負担により行うこととし、据付途中の写真撮影、納品書の提出等検査に直接要する費用と検査のため変形、変質、消耗又はき損した物品の損失はすべて受注者の負担とする。

8 付帯事項

その他付帯事項として、以下の要件を満たすこと。

(1) 装置据付関連業務

ア 設置場所については、「機器要件一覧」(4)によること。

イ 病院施設側電源設備以外に必要な電源設備、給排水設備、配管設備等がある場合、受注者において用意すること。

ウ 購入物品の搬入、据付、配管、配線、調整、撤去、既存設備との接続については、発注者の

診療業務に支障をきたさないよう発注者と協議の上その指示によること。また、搬入の際には受注者が立会い、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように務め、必要があれば納入経路に養生等を施すこと。また、万一、発注者の建物、設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復するものとする。

エ 購入物品の稼動に必要なケーブル及びコネクタ類は全て本契約に含めて用意すること。

オ 工事が必要な場合は、納期、工事期間のスケジュールの打合せを事前に行いそのスケジュールに従い完了すること。

カ 必要に応じて、防火区画を貫通配線する場合は、貫通個所に適法な処置を施すこと。

キ 上記、アからカに関し、不都合が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。

(2) 無償保証期間

ア 納入検査確認後から1年間は無償保証期間とすること。

イ 保守に関わる装置、機器の消耗品及び劣化した部品は交換可能であること。

(3) その他

ア 購入物品に関し必要な耐震対策を講じること。

イ 購入物品納入後に新たに必要と思われる周辺機器が生じた場合は、受注者は、協議に応じること。

ウ 付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認を得ること。なお、給電、照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事、内装工事及び設備の変更に関わる費用は、受注者の負担とする。

エ 無償保証期間中に生じたトラブルは十分把握し期間終了前に完全な機能状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告承認を受けること。

オ 本契約にて納入する本体及び付属品については、納入時における保険診療上の施設基準等を満たす仕様であること。

カ その他、本仕様書に記載のない事項については、適宜発注者との協議に応じることとし、詳細については、発注者の指示に従うこと。

9 妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 受注者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

10 その他

別記「グリーン配送に関する特記仕様書」及び「情報取扱注意項目」を遵守すること。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第 1 この契約の相手方(以下「契約業者」という。)は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学(以下「本学」という。)への物品の納入に、自動車(二輪自動車を除く。)を使用する場合、名古屋市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者(以下「納入業者」という。)に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

(グリーン配送に使用する車両)

第 2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|--|--------------------|
| (1)電気自動車 | (2)天然ガス自動車 |
| (3)メタノール自動車 | (4)ハイブリッド自動車 |
| (5)低排出ガス車かつ低燃費車 | (6)燃料電池自動車 |
| (7)車両総重量 3.5t超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8)クリーンディーゼル自動車 | (9)プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10)低排出ガス車 | (11)低燃費車 |
| (12)超低PM排出ディーゼル車 | (13)LPガス貨物自動車 |
| (14)車両総重量 3.5t超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15)その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

情報取扱注意項目

別記

(基本事項)

第 1 この契約による本学の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。)、名古屋市個人情報保護条例(令和 4 年名古屋市条例第 56 号。以下「保護条例」という。)その他関係法令を遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報(公立大学法人名古屋市立大学(以下「甲」という。))が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第 6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本

学の保有する情報が記録された資料及び成果物(甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第 8 乙は本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受)

第 9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又はき損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第 10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

【約款の場合は推奨】

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項及び第 2 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

機器要件一覧

(1) 調達物品

(ア) ノートパソコン 160 台 (同一機種であること)

	仕様項目	仕様	
ハードウェア	CPU	Core i3 (第12世代以上)	以上
	メインメモリ	8GB	以上
	液晶ディスプレイ	15インチ程度 1366×768ドット	以上
	内蔵ディスク	256GB SSD	以上
	LAN 対応	1000BASE-T/ 100BASE-TX 対応、1ポート ※無線 LAN 機能なし	以上
	FDD	なし	
	光学式ドライブ	なし	
	キーボード	日本語キーボード (テンキー付き)	
	マウス	光学式 USB 接続、 スクロール機能付き	
	サウンド	スピーカー内蔵、マイク内蔵	
	Web カメラ	内蔵していること	
	バッテリー	あり	
	AC アダプタ	充電用の AC アダプタを添付すること	
	セキュリティスロット	盗難防止用ワイヤーロックが取り付けられること 規格は、原則標準スロット (3×7mm) のみ ¹	
各種インターフェース	USB2.0 (または 3.0) ×3 ポート以上 HDMI 端子×1 ポート (外部ディスプレイ接続用)	以上	
ソフトウェア	OS	Windows11 Pro 64bit	

¹ 標準規格外のセキュリティスロットにより調達する場合は、セキュリティワイヤをノートパソコンと同数調達する必要があるため、積算内容に含めること。

(イ) その他ソフトウェアライセンス

- ・Microsoft Office LTSC Std 2024 Edu 数量…444

(2) マスタの作成およびクローニング

- ・OSのインストール
- ・Officeのインストール
(本調達により納品する444ライセンスのうち、本調達により納品する端末160台分)
- ・ドライバのインストール
- ・ウィルス対策ソフト等のインストール
- ・マスタPCのイメージディスク納品
- ・クローニングソフト又は端末のキッティング可能なツール納品

(3) 現地展開前作業

- ・発注者の指示するネットワークに接続できるようIPアドレス、コンピュータ名の設定を行うこと。なお、今回調達する機器の接続先はすべて同一ネットワーク内とする。
- ・BitLockerを有効化しストレージを暗号化すること。

(4) 現地展開作業

(ア) ノートパソコン160台

- ・下記に記載する設置場所に据付けること。(すべて院内)
- ・それぞれの設置場所において運用されているプリンタを使用できるように設定すること。

(設置場所)

建物	フロア	部門	設置場所	台数
本院	1階	医事課	地域医療連携室	1
		外来化学療法室	診察室	1
		情報システム係	サーバ室(内15台は予備機)	19
		精神科	診察室	2
		内科外来	診察室	1
		中央放射線部	係長室	1
		放射線診断科	診察室・読影室	7
	2階	医局	医局	90
		検査科	診断室	2
		研修医室	研修医室	12
		センター長室	センター長室	2
		副院長室	副院長室	3
		薬剤科	スタッフ室・調剤室	6
	3階	3階東病棟	ナースステーション	1
		ICU	スタッフルーム	1
地域医療連携室		地域医療連携室分室	1	

	4階	第2医局	第2医局	5
		4階東病棟	プレイルーム	2
		感染対策室	感染対策室	1
	5階	副院長室	副院長室	1
陽子線	2階	センター長室	センター長室	1

(イ) その他ソフトウェアライセンス

- ・本調達により納品するノートパソコンとは別に、別途提示する端末一覧に基づき、病院が従前より保有するパソコン（以下、既存端末）へのソフトウェアアップデートあるいはインストール作業を実施すること。²

(対象となるソフトウェア)

- ① Windows11 既存端末 最大 268 台分 (インターネットより取得)
- ② Microsoft Office LTSC Std 2024 Edu 既存端末 最大 284 台分 (本調達により取得)

- ・作業パターンごとの台数内訳は以下のとおり。

①+②	243 台
①のみ	25 台
②のみ	41 台

なお、既存端末のソフトウェア更新作業に支障が生じたときは、発注者に報告するものとする。

(5) その他

(ア) ノートパソコン 160 台

- ・機器識別ラベルの貼付
- ・購入機器一覧（電子データ）の提出
- ・BitLocker 回復キー一覧（電子データ）の提出

(イ) その他ソフトウェアライセンス

- ・作業報告書（電子データ）の提出

² 院内ネットワーク内でのリモート作業可